

第 40 号議案

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更の協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のように兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、兵庫県内の全ての市町と協議する。よって、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月9日提出

神戸市長 久 元 喜 造

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。） <u>及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</u>	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。） <u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。</u>

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 [略]

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。

別表 (第17条関係) [略]

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

(2) 医療給付に関する事務

(3) 保険料の賦課に関する事務

(4) 保健事業に関する事務

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 [略]

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第2の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。

別表第1 (第4条関係)

(1) 被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付

(2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し

(3) 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付

(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し

(5) 保険料に関する申請の受付

(6) 前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2 (第17条関係) [略]

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

理 由

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 [略]

(規約等)

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 広域連合の処理する事務

(5)～(8) [略]

(9) 広域連合の経費の支弁の方法

2～4 [略]

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。